

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係(続き)

- 一方で、休日保育や夜間保育は、利用者が限られ需要が分散しているため、市町村に対する計画的な基盤整備の仕組みを併せて検討する必要があるのではないか。

◆ 病児・病後児保育関係

- 病児・病後児保育については、200万人を超えるすべての保育所利用児童に利用可能性があるサービスであるにもかかわらず、実施箇所数が著しく少ない。働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが当たり前になる社会を目指すべき一方で、現に欠勤することが困難な状況にある親もあり、その実施箇所数の拡充は不可欠な課題であるが、安定した利用が見込める他サービスと異なり、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質を持っている。

こうした特質も踏まえ、実績を評価しつつ安定的運営も配慮した補助のあり方や促進方策をどう考えるか。

※社会保障国民会議第3分科会中間とりまとめ(平成20年6月) 別紙(抜粋)

背景

- 病児・病後児保育サービスが不足している。
- 看護休暇を取ることが難しい。

解決の方向性

- 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。
- 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。
- ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。
- 使いやすい看護休暇制度の検討。

參考資料

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

② 実施状況

・実施箇所数:15,076箇所(H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

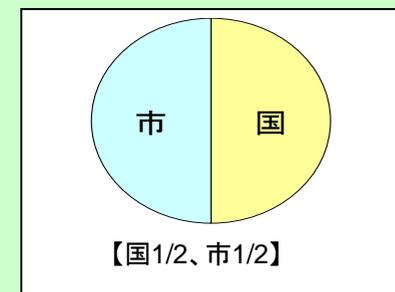
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育:日曜・祝日等の保育を行う事業(※年間を通じて開所する保育所が実施)

夜間保育:22時頃までの夜間保育を行う事業(※開所時間は概ね11時間)

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育:875箇所、 夜間保育:74箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育:63~220.5万円(利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育:150万円 (注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育:約29.2億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約14.6億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)※残余は利用者負担

特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 927箇所（H19年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

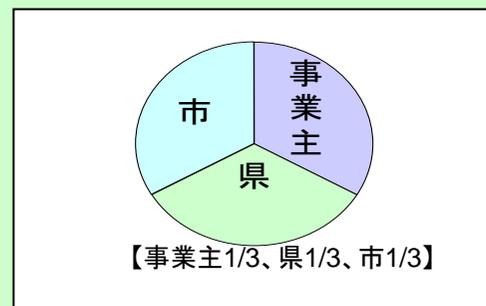
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約58億円 (H19年度予算ベース)
《公費負担総額》 約29億円 ※残余は利用者負担

家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:99人 (H19年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース) ※H20年度予算で利用児童数を2,500人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。
(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

② サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、必要に応じて連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員(家庭的保育支援者)を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:54,300円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約470万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:180万円(家庭的保育者10人を支援する場合)(年額)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約38億円 (H20年度予算ベース)

《公費負担総額》 約22億円 (H20年度予算ベース) ※残余は利用者負担



病児・病後児保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

- 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業
- 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業
- 《体調不良児型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 745箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

- 次世代育成支援対策施設整備交付金(保育所付設の場合)
- 医療提供体制施設整備交付金(病院付設の場合)

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等
《体調不良児型》 当該保育所の児童

② サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等1名以上、保育士2名以上(定員4人以上の場合)
《体調不良児型》 看護師等1名以上

○ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 病児対応型848万円(定員4人以上の場合)／病後児対応型679万円(定員4人以上の場合)
体調不良児型441万円 (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

右記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約139億円 (H20年度予算ベース)
《公費負担総額》 約81億円 (H20年度予算ベース) ※残余は利用者負担